

資料：園芸文化研究所設立趣意書と研究所規程

2003年4月の開設に向けて、2002年4月15日から12回に及ぶ「園芸文化研究所設立準備委員会」および度重なる作業部会の議論を経て、2003年2月21日付けで「園芸文化研究所設立準備委員会」から「大学・短期大学統合準備委員会」提出し、「大学教授会」の義を経て「学園理事・評議委員会」で承認を得たのが、以下に示す『園芸文化研究所設立趣意書』および『園芸文化研究所規程』である。

ここに示されているのは、今後の活動に対する規制を強化し過ぎないように、表現方法にはやや抽象的なところもあるが、研究所の設立趣旨や組織、活動内容についての骨格であるので、資料として掲載しておく。

資料1：園芸文化研究所設立趣意書（2003年2月21日）

園芸文化研究所の組織と活動内容

I. 園芸文化研究所の設立趣旨と目的

本研究所は、恵泉女学園の創立理念のひとつである「園芸」を文化としてとらえて研究することにより、その成果を大学教育の中に生かすことを目的とする。具体的には、以下の通りである。

- ① 園芸短期大学における園芸教育の実践とその歴史の継承
- ② 恵泉女学園が築いてきた園芸文化の探求を通じて、より豊かな生活環境の創造を目指す
- ③ 園芸文化と技術の社会への還元と普及をめざし、社会人教育および生涯教育を発展させる
- ④ 人づくり、町づくり、地域づくり、全ての人々が共存共栄できる地球環境づくりに貢献する

II. 研究所の組織と構成

大学内での機構上の位置は、人文学部における平和研究所に並列した附属研究所とする。

構成は、所長、学内専任研究所員（5～6名/研究、講義、演習、実習、事業活動等を分担）、学内研究員（研究、講義、演習、実習、事業活動等を分担）、学外研究員（卒業生を含む/研究、講義、演習等を分担）、及び事務局（研究所事務、企画、出版、広報活動等を分担）、とする。

運営は所長、学内専任研究所員、学科推薦委員、事務局担当者による運営委員会が当たるが、日常業務に関しては学内専任研究所員で構成される研究所会議が運営に当たる。

III. 研究所の活動

園芸文化研究所の活動は、研究、学部教育、生涯教育を研究所の視点として、他大学、国内外の組織・機関とも積極的に交流・提携を進めながら、研究所の活動を通じて社会への貢献をはかる。

資料 2 : 園芸文化研究所規程（2003年6月30日制定）

（総則）

第1条 恵泉女学園大学学則第50条の2に基づき、恵泉女学園大学園芸文化研究所（以下「本研究所」という）を置く。

（名称）

第2条 本研究所の名称は、恵泉女学園大学園芸文化研究所(Keisen Institute of Horticulture)と称する。

（目的）

第3条 本研究所は、本学園の創立理念に鑑み、園芸文化に関する研究と教育・普及を企画・推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 個人研究プロジェクトと共同研究プロジェクトの企画・推進
- (2) 本学学生に対する、園芸文化に関する教育
- (3) 園芸文化に関する生涯教育の企画・実施
- (4) その他、研究所の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本研究所に所長を置き、所長の下に企画運営委員会を置く。

- 2 所長は、研究所の企画運営及び業務を統轄し、研究所を代表する。
- 3 所長及び企画運営委員は、本学専任教員の中から教授会の議を経て選出し、学長が委嘱する。

(その他)

第6条 本研究所の運営に必要な事項は、別に定める恵泉女学園大学園芸文化研究所運営規定による。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学教授会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。